

## 平成 29 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	22	課 程 ( 障 害 種 別 )
学 校 名	福岡県立八幡中央高等学校	※ (全日制) 定時制 通信制 ( )

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

(1) 生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちのささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

(2) 生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。

(3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を強化するとともに、いじめの防止活動を生徒が自主的に行うことに対する支援やいじめを防止することの重要性に関する理解を深化させるための啓発に取り組む。

(4) 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、相談機能を充実し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめは大人の目に気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、教職員はささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを認知することに尽力する。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

学校におけるいじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査の実施や教育相談体制を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、地域、家庭と連携して生徒を見守る。アンケートの実施日等の詳細は補助資料による。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### （１） 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害者生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員が共通理解を持ち、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携の下で取り組む。

### （２） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③ 「いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告する。
- ④ 「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなど事実の確認を行う。
- ⑤ 事実確認の結果は、校長が責任を持って、福岡県教育委員会に報告するとともに、被害者・加害者の生徒保護者に報告する。その保護者相方間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置をとる。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、いじめられる生徒を徹して守り通す観点から、所轄警察署（八幡西警察署）と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署（八幡西警察署）に通報し、適切に援助を求める。

### （３） いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

#### 〈生徒へ〉

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ⑤ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制をつくる。

#### 〈保護者へ〉

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのようなささいなことでも相談するよう伝える。

#### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

##### 〈生徒へ〉

- ① 事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③ 自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした対応をする。
  - ・必要と認める時は、いじめた生徒についていじめられた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒とその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
  - ・生徒が自らの行為の悪質性を理解し、教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

##### 〈保護者へ〉

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 自分の問題として捉えさせる。
  - ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。
  - ・囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 解決に向けて
  - ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、真の人間関係の構築を図る。
  - ・被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復する。
  - ・双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻すよう指導する。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

学校における情報モラル教育を推進するとともに、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながら、学校ネットパトロールを利用したり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署（八幡西署）に通報する。

#### (7) いじめの解消

いじめはが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合もある。教職員は相当の期間が経過するまで、被害・加害生徒の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記の判断時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## 5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1） 重大事態の発生と調査

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に着手する。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ④ 発生報告と調査については以下のとおりである。

- ・福岡県教育委員会を通じて同地方公共団体の長（福岡県知事）へ事態発生について報告する。
- ・重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ防止等対策委員会」に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、アンケートの実施やその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

## （２）調査結果の提供及び報告

- ① 調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ③ 福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ調査結果について報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称 いじめ防止等対策委員会

### （２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

- ① 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を置く
- ② 構成員は、校長、教頭、教務部長、進路部長、生徒部長、学年部長、保健主事、学年主任、人権教育推進委員長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任に加え、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。機動的に運用するために、外部の専門家（スクールサポーター、スクールカウンセラー、PTA会長）により、適切な助言を受ける。

### （３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ防止等対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を加え、公平性・中立性を確保できる組織を置く。
- ② ①の組織により、アンケートやその他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。その際、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ③ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。